

令和 6（2024）年度 証券取引等監視委員会の活動状況

令和 7（2025）年 6 月
証券取引等監視委員会



令和6（2024）年度

証券取引等監視委員会の活動状況

令和7（2025）年6月

証券取引等監視委員会

目次

はじめに 1

証券監視委の軌跡	4
----------------	---

令和 6（2024）年度の主なトピックス 7

① 公開買付けに関するインサイダー取引	8
② 銀証間における不適切な顧客情報の共有	10
③ 海外当局等との更なる連携強化、グローバルな市場監視への貢献	12

本編（令和 6（2024）年度の活動実績） 13

1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析	14
2 金商業者等に対する証券モニタリング（行政処分勧告等）	18
3 不公正取引の調査（課徴金勧告）	28
4 開示規制違反の検査（課徴金勧告等）	37
5 犯則事件の調査（告発）	46
6 市場監視を支えるインフラの整備（デジタル技術、人材の活用）	50
7 市場規律強化に向けた取組み	53
8 グローバルな市場監視への貢献	56

監視委 コラム

1. «投資者へのメッセージ①» 無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心！	27
2. «会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ» 取引推奨規制を知っていますか？	34
3. «市場参加者へのメッセージ» インターネット上の投稿や書き込みによる風説の流布も見逃しません！	35
4. «機関投資家等へのメッセージ» 機関投資家等によるデリバティブ取引も適切に監視しています！	36
5. «投資者へのメッセージ②» 大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？	41
6. «上場会社へのメッセージ①» 内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？	43
7. «上場会社へのメッセージ②» 非財務情報の重要性が増してきています！	45

掲載図表

本編

図 1-1 情報受付件数	14
図 1-2 取引審査の実施件数	15
図 1-3 情報活用の流れ	16
図 2-1 証券モニタリング対象業者数の推移	19
図 2-2 令和 6 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント	20
図 3-1 内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移	29
図 3-2 内部者取引を行った違反行為者の属性	29
図 3-3 重要事実等別の構成割合	30
図 6-1 外部専門家の活躍	52
図 8-1 MMoU に基づく情報交換件数の推移	56

凡 例

設	置	法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）					
金	商	法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）					
証	取	法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）					
犯	収	法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）					
投	信	法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）					
S	P	C	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）					
社	債	等	振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）				
景	品	表	示	法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）			
個	人	情	報	保	護	法	個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）	
金	サ	法	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）					
金	商	法	施行令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）				
金	サ	法	施行令	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 484 号）				
金	商	業	等	府	令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）		
財	務	諸	表	等	規	則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）	
連	結	財	務	諸	表	規	則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。証券監視委は、的確・適切な市場監視による市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命とし、令和4（2022）年12月に第11期（令和4（2022）年12月～令和7（2025）年12月）が発足いたしました。

証券監視委の設置以降、課徴金制度の導入（平成17（2005）年）や証券検査権限の拡大（平成19（2007）年）など、市場監視権限の充実・強化が図られ、組織体制も当初の2課から6課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、市場監視権限を積極的に活用し、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に努めてきました。

主な実績

令和6（2024）年度においては、自主規制機関や海外当局等の関係機関とも連携しつつ、国内外の様々な市場に関する幅広い情報を収集し、不公正取引のリスクや開示上の問題点等について調査分析を行うなど、市場における新たな動向や課題の多面的な分析を引き続き行いました。

また、リスクベースで証券検査先を選定し、顧客本位の業務運営の定着状況等を検証するとともに、課徴金調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明しました。加えて、違反行為のうち重大・悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。こうした取組みを通じて、銀証間における不適切な顧客情報の共有等の状況が認められたとして銀行及び証券会社等に対し行政処分勧告を行ったほか、風説の流布や大量保有報告書等の不提出の事案について、初の勧告を行うとともに、公開買付けに関連するインサイダー取引について告発を行うなど、厳正な対応を行いました。さらに、再発防止・未然防止の観点から、課徴金事例集の公表等を通じた情報発信にも努めました。

今後の課題

近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。資産運用立国実現プランが策定され、令和6（2024）年1月からは新しいNISA制度がスタートしました。加えて、足下では、世界的な経済・物価動向に関する不確実性や地政学リスクの高まりがみられます。また、人口減少・少子高齢化等の構造的な環境変化も生じています。証券監視委としては、こうした市場を取り巻く環境変化等に対処していくために、市場監視の専門機関と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を積極的に発揮していくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対応、といった機能を引き続き適時適切

に活用してまいります。令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期:2023年～2025年)」では、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」をもとに、「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」を実施し、その結果を踏まえ、「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取り組み」を行うことで、違反・不適切な行為の抑制に貢献していくという市場監視の好循環の実現を目指していくことを掲げ、また、その礎として、デジタル対応や人材育成といった「市場監視の専門機関としての能力向上」に取り組んでいくこととしております。

証券監視委としては、これまで蓄積してきた市場監視に関する技法・経験や国内外の関係機関との連携等の取り組みを踏まえ、証券監視委内のコミュニケーションの充実を図り、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持ち、市場監視業務に取り組むことで、皆様方の信頼に応えてまいります。

本年次公表は、設置法第22条の規定に基づき、令和6(2024)年度の証券監視委の活動状況を取りまとめたものであり、幅広い方々に読まれることにより、証券監視委の活動や問題意識に対する理解が深まり、信頼される公正・透明な市場確保のための一助となれば幸いです。

令和7(2025)年6月

証券取引等監視委員会委員長

中原 亮一

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
3年		一連の証券・金融不祥事
4年	大蔵省に証券監視委を設立	
5年		刑事告発 日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等(証券監視委の第1号告発案件)
10年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
12年	金融監督庁を改組し、金融庁発足	
17年	課徴金制度の導入 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加(財務の健全性等に関する検査、投資顧問業者等の検査)	刑事告発 カネボウ(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載
18年	5課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課) いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 (株)ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 (株)ニッポン放送株券に係る内部者取引
19年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
20年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23年	グループ会社等に対する検査権限追加(連結規制導入) 6課体制 (総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課) 国際取引等調査室を設置	
24年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ 投資顧問(年金基金)
25年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONAL(米国の診療報酬債権ファンド)
26年	情報伝達・取引推奨行為に対する内部者取引規制導入、課徴金調査及び犯則調査の権限追加 商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者に対する検査権限追加	
27年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化(株)株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 (株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載
28年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
29年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト債)、(株)ストリーム株券に係る相場操縦
30年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
2年	IT 戦略室を設置 暗号資産デリバティブ取引や電子記録移転権利を取り扱う金 業業者に対する検査権限追加	刑事告発 ㈱ドンキホーテホールディングス株 券に係る取引推奨
3年	有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等の検査 権限追加	刑事告発 SMBC 日興証券㈱による相場操縦 裁判所への禁止命令等の申立て SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.及びその 役員1名
4年	国際証券検査室を設置	処分勧告 SMBC 日興証券㈱(相場操縦ほか) 刑事告発 総合メディカルホールディングス㈱株 券及び㈱スペースバリューホールディングス株 券に係る内部者取引
5年		処分勧告 ちばぎん証券㈱ほか2先(適合性原 則) 処分勧告 ㈱SBI 証券(作為的相場形成) 刑事告発 ㈱プロルート丸光に係る有価証券報 告書の虚偽記載並びに同社株券に係る風説の 流布及び偽計
6年	国際取引等分析室を設置	処分勧告 ㈱三菱 UFJ 銀行ほか2先(ファイアー ウォール規制違反ほか) 裁判所への禁止命令等の申立て Global Investment Lab㈱及びその役員等3名 刑事告発 金融庁職員による内部者取引 刑事告発 東京証券取引所社員が関与した内 部者取引

令和6（2024）年度の 主なトピックス

令和 6（2024）年度の主なトピックス①

公開買付けに関するインサイダー取引

証券監視委の不正取引に係る告発事案及び課徴金勧告事案の中で、これまでに最も件数が多いのは、内部者取引（インサイダー取引）に関する事案です。令和 6（2024）年度、内部者取引に対する告発事案 7 件のうち 3 件、内部者取引に対する課徴金勧告事案 7 件のうち 1 件が、公開買付け等事実に係る事案でした。

以下では、事案の概要とともに、公開買付けで気を付けるべきポイントを紹介します。

<事案の概要>

○ 金融庁職員による内部者取引事件（告発）

金融庁企画市場局企業開示課課長補佐として、公開買付け届出書等の審査等の職務に従事していた犯則嫌疑者が、その職務上の権限の行使に関し、公開買付けの実施に関する事実を知り、その事実が公表される前に、合計 10 銘柄の株券を自己名義で買付け。

○ 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件（告発）

東京証券取引所上場部開示業務室に勤務し、上場会社から適時開示の事前相談を受ける職務に従事していた犯則嫌疑者 A が、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、公開買付けの実施に関する事実を知り、実父である犯則嫌疑者 B に対してその事実を伝達。伝達を受けた犯則嫌疑者 B は、合計 3 銘柄の株券を、それぞれ公開買付けの実施に関する公表の前に、自己名義で買付け。

○ 信託銀行社員による内部者取引事件（告発）

信託銀行の証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していた犯則嫌疑者が、同行が証券代行業務等を行う上場会社の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、その事実が公表される前に、合計 3 銘柄の株券を自己名義で買付け。

○ 日本道路株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

課徴金納付命令対象者は、清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）による業務委託契約の締結の交渉先の職員であった親族から、同人が同交渉に関し知った、清水建設が日本道路株式会社（以下「日本道路」といいます。）への公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、その事実が公表される前に、自己名義及び他人名義の口座で日本道路株式を買付け。

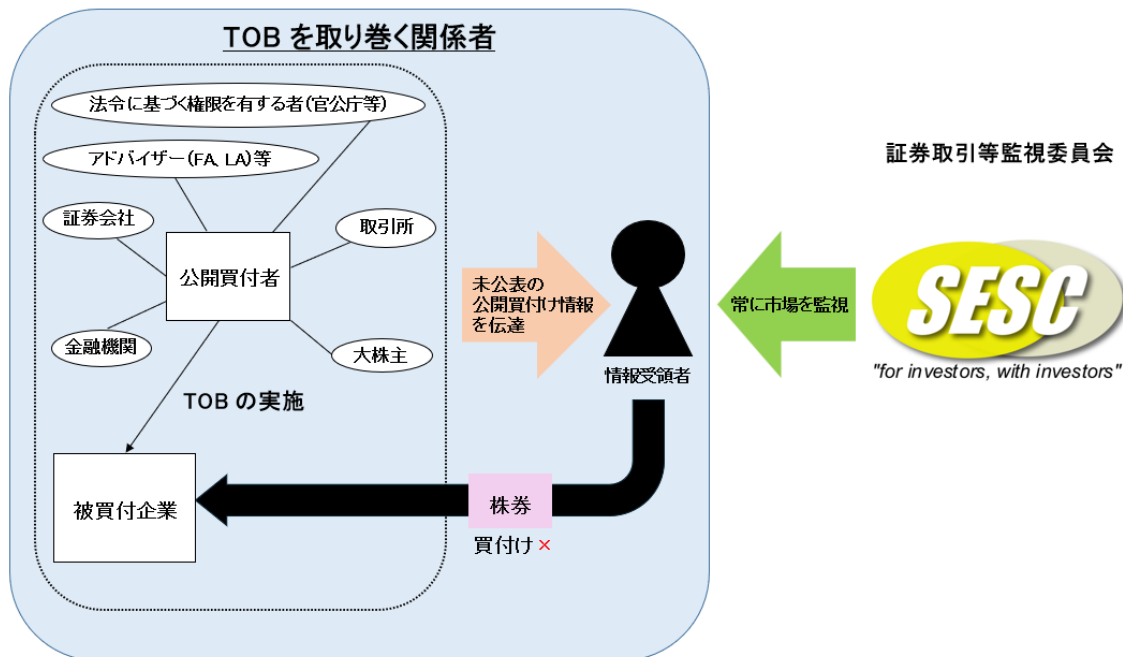
<事案の特色>

上記の事案において、金融庁職員、東京証券取引所社員及び信託銀行社員は、いずれも公開買付けに係るインサイダー情報が集約される部署で、職務上の立場を利用して、複数銘柄の内部者取引を行いました。また、日本道路株式に係る内部者取引においては、業務委託契約の交渉過程で公開買付けの事実を事前に知りうる立場にあった者から、インサイダー情報の伝達を受け、内部者取引に及んでいます。

<気を付けるべきポイント>

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、内部者取引が起りやすい場面の1つに挙げられます。

また、公開買付けに関する情報を共有すべき関係者は、公開買付者や被買付企業だけでなく、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）、LA（リーガル・アドバイザー）、さらには公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者など多岐にわたっています。



このため、情報共有に際しては、内部者取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要となります。

公開買付けに係る内部者取引の有益と考えられる予防措置としては、定期的な研修を通じた内部者取引に関する知識の習得や意識付け、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報共有の範囲や内容の限定のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対してあらかじめ周知しておくこと、などが挙げられます。

証券監視委は常に市場を監視しており、行為者の属性や取引額の大小、取引が自己名義か他人名義かにかかわらず、内部者取引が見逃されることはありません。内部者取引は、その事実が明るみになってしまえば、取引を行った個人として、刑事罰や課徴金納付命令を受けるのはもちろんのこと、社会的信用の失墜や、職場、家族への多大なる負担が生じるなど、失うものの大きさは計り知れません。また、内部者取引に関係した法人としても、内部管理態勢やレピュテーションリスクなどの問題に発展する可能性がありますので、内部者取引の未然防止に努めていただくようお願いします。

令和 6（2024）年度の主なトピックス②

銀証間における不適切な顧客情報の共有

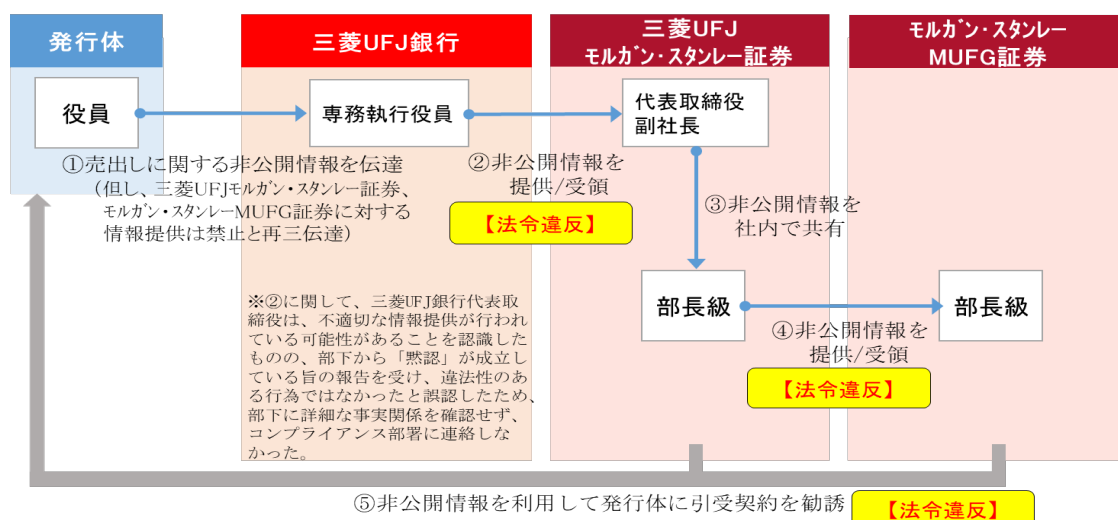
金融商品取引業者は、金商法において、あらかじめ顧客の同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等・子法人等との間で顧客に関する非公開情報の授受が禁止されています（ファイアーウォール規制）。また、金融商品取引業者は、金商法の規定に基づき、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るための態勢を整備する必要があります。

証券監視委及び財務局では、近年、検査において、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や、顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について検証を行ってきました。その結果、銀証間における不適切な顧客情報の共有等が認められたとして、令和 6（2024）年度に行政処分勧告を行いましたので、その内容について簡単にご紹介します。

○ 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

銀行及び系列証券会社 2 社は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行っていたことが認められました。

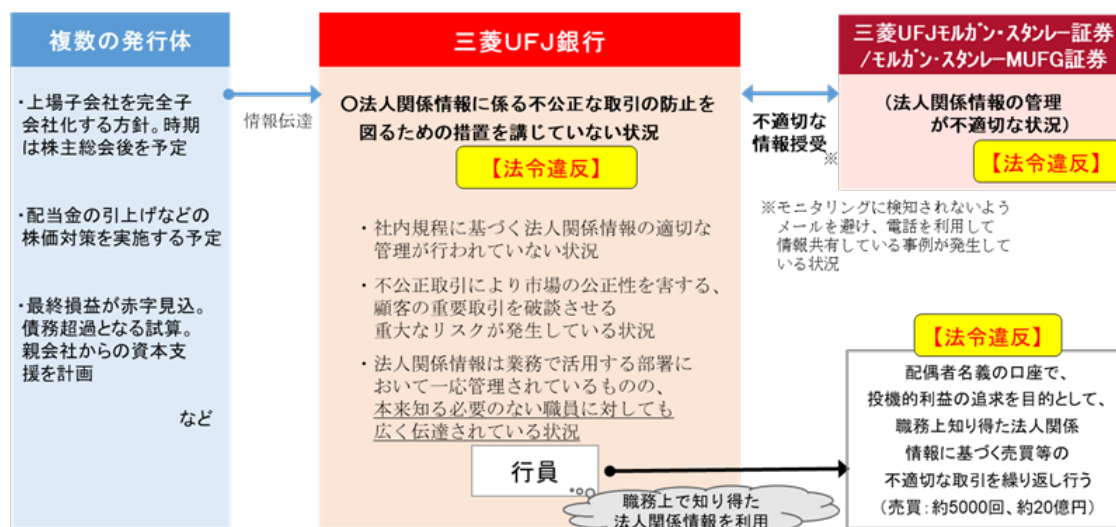
一部に関しては、当該銀行の役員自らも一方の系列証券会社の役員に情報提供し、同役員は、もう一方の系列証券会社と共に当該情報を利用して顧客勧誘を行いました。なお、当該銀行の代表取締役は不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したにもかかわらず、適切な是正措置を講じていませんでした。



○ 法人関係情報の管理態勢の不備

上記のほか、銀行及び当該銀行の系列証券会社2社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められました。

当該銀行においては、行員が配偶者名義で開設した証券口座を利用し、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回にわたり行っており、このなかには、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買も含まれていました。



上記は、銀証連携ビジネスの推進にあたり、各社において法令等遵守意識が希薄であること、また、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因して発生したものです。このように、各社における法令等遵守態勢及び経営体制に不備が認められたことから、行政処分勧告を行いました。

今後とも、証券監視委では、投資者保護上問題のある行為等に対しては厳正に対処し、市場の公正性を害するような不公正取引の防止や利益相反による弊害防止などに貢献していきます。

令和 6（2024）年度の主なトピックス③

海外当局等との更なる連携強化、グローバルな市場監視への貢献

市場のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が拡大する中、市場の公正性・透明性を確保するには、海外当局等と情報交換等を通じて連携し、グローバルな市場監視を実現することが一層重要となっています。

証券監視委は令和 6（2024）年度に国際取引等分析室を新設し、国内外の関係機関との更なる連携強化やクロスボーダー取引等に係る情報収集・分析の促進を図り、グローバルな市場監視に一層の貢献をするための態勢整備を行いました。

国際取引等分析室の令和 6（2024）年度における主な取組みとして、令和 7（2025）年 3 月に、IOSCO の法執行及び情報交換を担当する第 4 委員会及び証券当局間の情報交換枠組みへの署名審査等を行う審査グループの国際会合を東京で開催し、様々な国や地域の証券当局間の更なる連携強化に貢献しました。本会合には日本を含む 28 の国や地域から約 50 名の証券当局職員が参加し、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等への対応や証券当局間の情報交換の更なる推進等について、活発な議論や意見交換を行いました。

今後も市場のグローバル化の更なる進展が見込まれるところ、証券監視委では、国内外の関係機関との連携等を一層強化していきます。



東京での国際会合には、様々な国や地域の証券当局職員が参加

なお、IOSCOに関する情報については、
IOSCOのウェブサイト(<https://www.iosco.org>)及び
金融庁のウェブサイト(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)をご覧ください。

本編

令和6（2024）年度の活動実績

1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

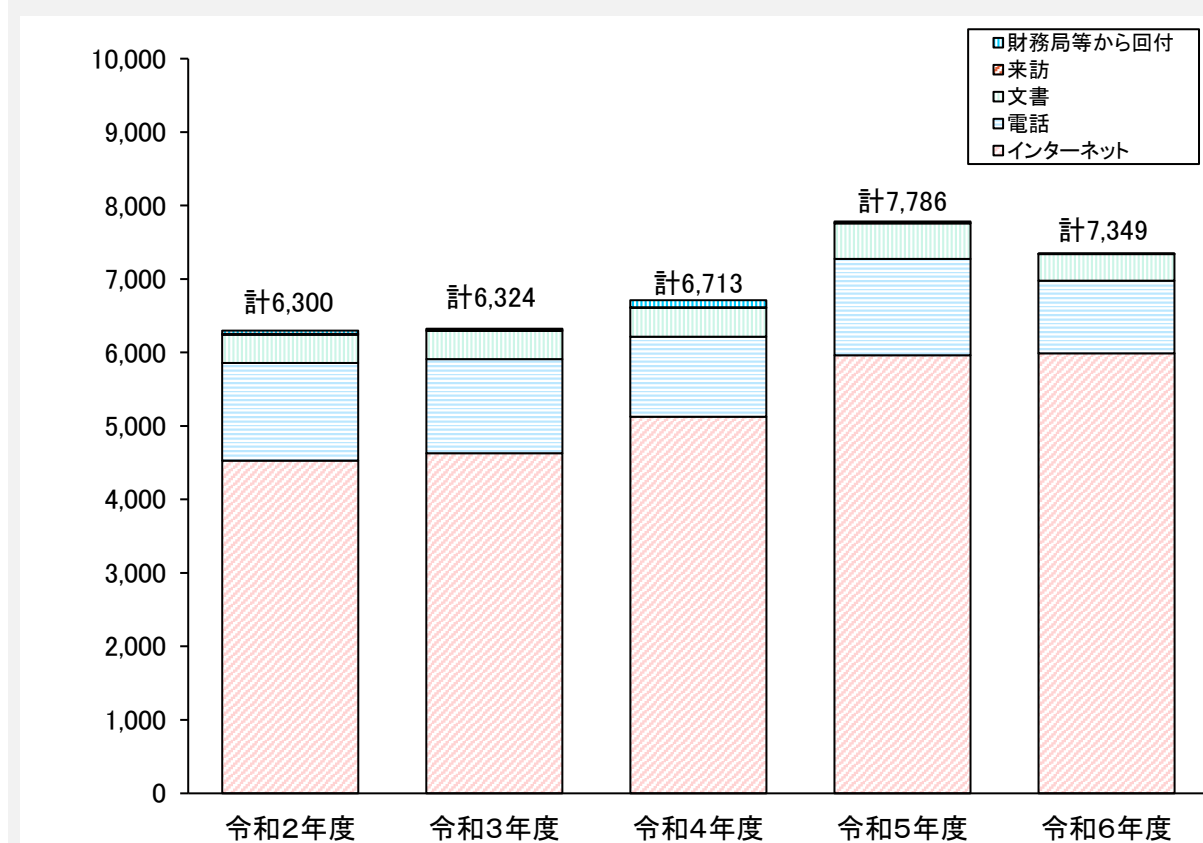
1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委における網羅的な市場監視を実現するため、市場を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、発行市場・流通市場等の市場全体に目を向けて幅広く情報を収集・分析し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することなどを使命としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」と位置づけられている。

そのため、情報提供窓口を開設して一般投資家や市場関係者等からの情報の提供を広く受け付けているほか、自主規制機関等と連携しながら市場に関する様々な情報を幅広く収集している。それらの情報をもとに、市場環境や市場動向等の変化などの分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された場合には、その情報を証券監視委内の担当部署に送付している。

これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。

(図1-1) 情報受付件数



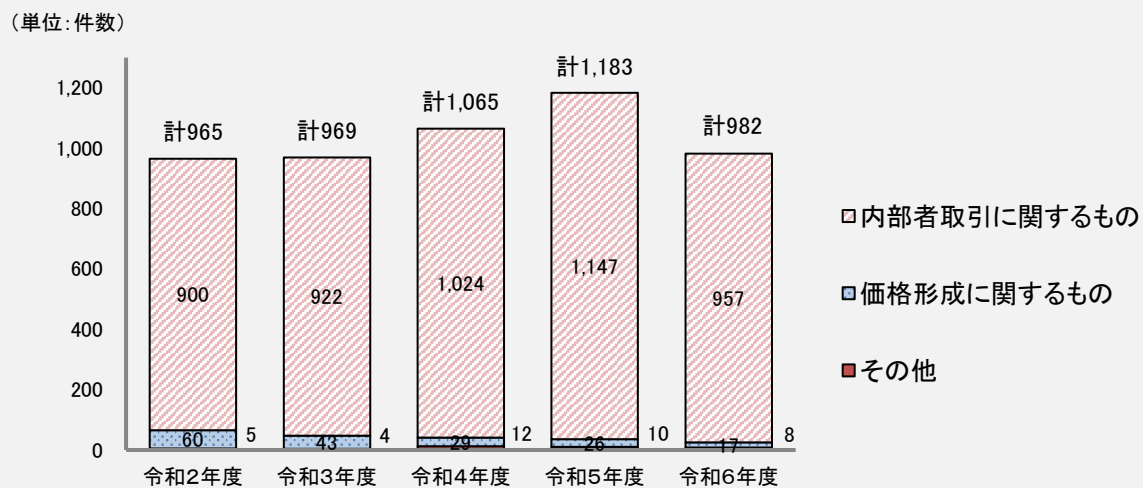
2. 取引審査の実施状況

令和6(2024)年度における取引審査の実施件数は、982件である。

審査類型別の内訳では、内部者取引(インサイダー取引)957件、価格形成17件、その他(偽計・風説の流布等)8件である。

また、高速取引行為者による取引については、日本取引所自主規制法人から板の状況を再現できる膨大な注文データの提供を受け、取引の実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどして、不公正取引の疑いのある取引について審査を行った。

(図1-2) 取引審査の実施件数



3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的な市場監視を実現するため、市場分析審査課市場モニタリング室において、市場に関する幅広い情報の収集・分析を行っている。

(1) 情報受付・公益通報の状況

① 情報収集への取組み

令和6(2024)年度の情報受付件数は7,349件となった(情報の受付状況の詳細については、附属資料3-2-2及び3-2-3(167ページ及び168ページ)参照)。

公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」において、事前相談や受理審査などの対応を行っており、令和6(2024)年度における公益通報の受付件数は131件、受理件数は3件であった。

証券監視委では、一般投資家等からの情報を不公正取引などの端緒として調査・検査に役立てており、できるだけ多くの方から有用な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

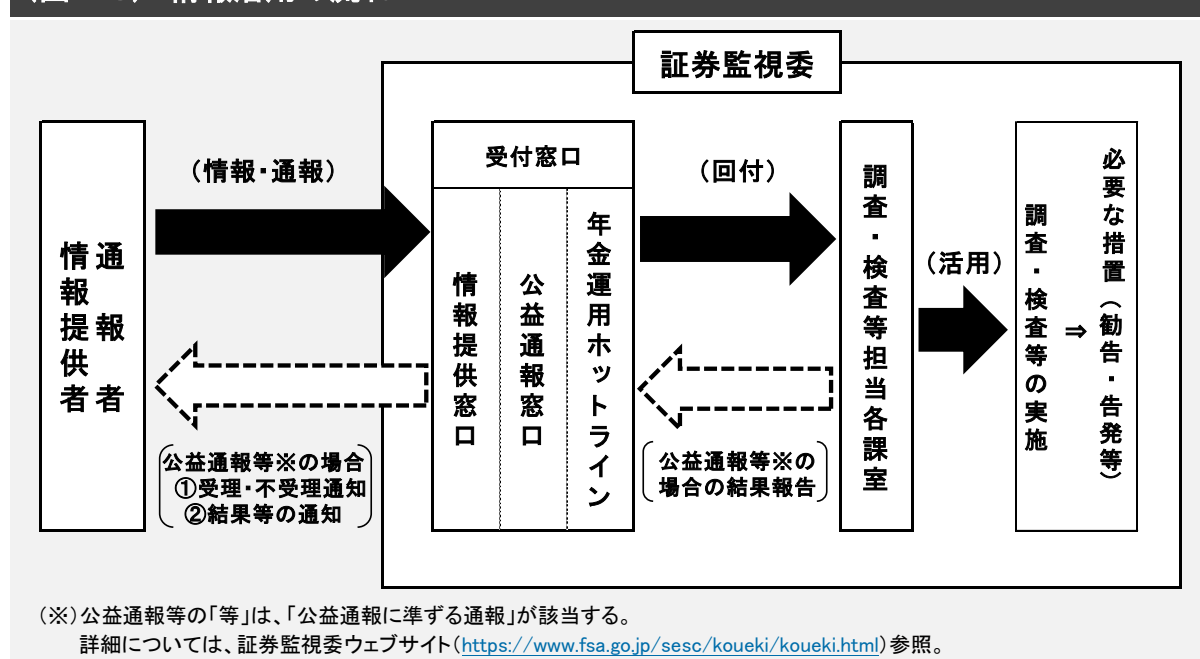
このため、令和6(2024)年度においては、さらなる有用な情報取得のため、証券監視委の情報提供窓口の認知度向上を目的として、講演会等の機会をとらえて「情報提供窓口」「公益通報窓口」の周知を行ったほか、より有用な情報取得が行えるよう、証券監視委ウェブサイトにおける情報提供窓口の改修を行った。

② 情報の受付・活用

(図1-3)のとおり、提供いただいた情報・通報は、情報内容を確認した上で証券監視委内の調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している¹。

また、公益通報の要件に該当しない通報についても、「情報提供窓口」への情報提供として受け付け、調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している。

(図1-3) 情報活用の流れ



¹ 受付窓口は、提供いただく情報の内容に応じて3つ(「情報提供窓口」「公益通報窓口」及び「年金運用ホットライン」)に区分されている。それぞれの窓口で受け付ける内容や情報提供方法については、附属資料4(270 ページ)を参照。

(2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」²事案に対し、投資者や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドを利用するなどの方法により、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

4. 今後の課題

(1) 有用情報の収集に向けた更なる取組み

証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集するとともに、市場監視の過程で得られた有用な情報や知見なども集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用する必要がある。

そこで、一般投資家等からこれまで以上に有用な情報が多数得られるように、引き続き「情報提供窓口」に係る広報を推進するとともに、情報提供窓口の環境整備や利便性向上策を検討していく。また、提供された情報に関して、情報提供者がより有用性の高い資料等を所持していると見込まれる場合には、追加的な資料提供を働きかけるなど、積極的な情報収集にも取り組んでいく。

(2) デジタル化の推進を通じた審査の効率化・高度化

近年、デジタル化の飛躍的な進展により、アルゴリズムを用いた高速取引が普及し、市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。こうした市場環境の変化に適切に対応し、市場監視の空白を作らないためには、膨大なデータをより効率的かつ効果的に収集・検索する仕組みを構築し、そのデータを迅速に確認・分析するなど、取引審査等におけるデジタル化の推進を図る必要がある。

今後も、更なるデジタル化の推進や分析システムの高度化を進めつつ、審査の効率化・高度化に取り組んでいく。

² 上場企業が、見せ金による架空増資や不動産を過大評価した現物出資などにより資金を調達したり、調達した資金を不正に社外に流出させたりするなど、証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引のこと。

2 金商業者等³に対する証券モニタリング(行政処分勧告等)

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングにおいては、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握することを通じ、金商業者等の業務運営の適切性等に問題が認められた場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣(金融庁長官)等に対して、行政処分等の適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じている。

こうした措置を通じ、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 証券モニタリングの実績

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,800となっており、その規模や業務内容、取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」及び年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている(図2-1及び図2-2参照)。

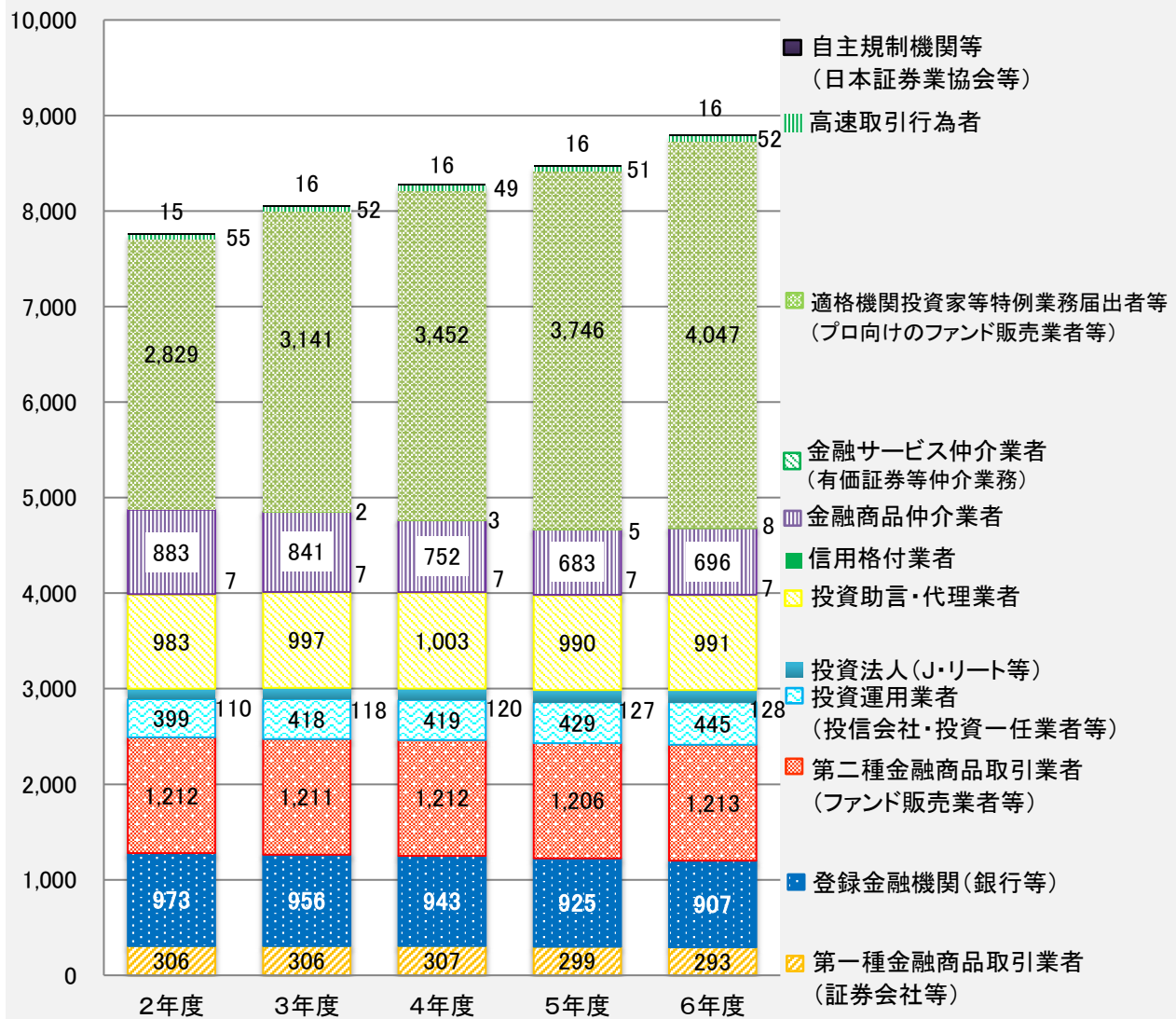
証券監視委では、平成28(2016)年7月から、全ての金商業者等を対象に、モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを行っている。

令和6(2024)年度においても、リスクアセスメントを実施してリスクベースで検査対象先を選定し、検査による実態把握を積極的に行った。検査においては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな共有等を図ったほか、財務局が行う検査に対して、積極的に助言や指導を行った。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

(図2-1) 証券モニタリング対象業者数の推移(各年度末時点)



(図2-2) 令和6事務年度⁴証券モニタリング基本方針のポイント

金商業者等を取り巻く環境

1. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営の要請、詐欺的な投資勧誘の被害急増、持続可能なビジネスモデルの構築など

2. 規制の枠組み等の変更

- ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
- ② デジタル化の進展等への対応の動き
- ③ 資産運用の高度化・多様化
- ④ 不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

3. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

- ・ 一種業: 適合性原則違反、銀証ファイアウォール規制違反、作為的相場形成に係る注文受託、改ざんしたデータによるストレステスト実施
- ・ 運用業: 利益相反管理態勢の不備、運用方針に係る意思決定プロセスの不備
- ・ 助言業: 虚偽告知、誤解表示等
- ・ 二種業: 特定有価証券等管理行為の要件未充足
- ・ 無登録: 無登録での第二種金商業(外国の法令に基づく集団投資スキームの募集又は私募の取扱い)

業態横断的な検証事項

1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等(複雑又はリスクの高い商品の販売、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況等)
2. デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
3. サイバーセキュリティ対策(インターネット取引における不正アクセス対策を含む)の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む)の対応状況
4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

⁴ 令和6(2024)事務年度は、令和6(2024)年7月1日から令和7(2025)年6月30日までの間を指す。

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	・ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ・ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ・ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 ・ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施
	外国証券会社	・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証券会社	・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況 ・ 新しい NISA 制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
	準大手証券、地域証券会社等	・ 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応 ・ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
	FX業者	・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ・ ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況
投資運用業者		・ 運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備状況(取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む)等
投資助言・代理業者		・ 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等
第二種金商業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、その他		・ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢【第二種金商業者、特例業務届出者】 ・ 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】 ・ 投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況【登録金融機関】等
無登録業者		・ 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 ・ 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表や、注意喚起を含めた情報発信を一層強化 ・ 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定、以下のような状況である場合を中心に引き続き積極的に検査を実施する。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反事項や業務運営態勢に懸念があり、早期に検証が必要な状況
 - ② モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施先や長期未実施先、買収等により業務運営態勢やビジネスモデルを変更した場合を含む)
 - ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性について実態把握が必要な状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等とは、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、証券監視委が調整機能を発揮して財務局等を支援する。また、必要に応じて合同検査や財務局間の検査応援も実施。
- 暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、連携を図っていく。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図る。タイムリーかつ双方向の情報共有により、証券モニタリングを効果的・効率的に進める。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す。

(令和6(2024)年8月公表)

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者(証券会社等)について、令和6(2024)年度においては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築状況について検証したほか、サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(外部委託先管理を含む)の対応状況等について検証を行った。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的に検査を行った。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者48社のうち、問題が認められた19社に対して問題点を通知するとともに、銀証間における不適切な顧客情報の共有等が認められた事案など、重大な法令違反が認められた4社について、行政処分勧告を行った。

<主な勧告事案>

業者名 (検査を行った財務局等)	事案の概要
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) モルガン・スタンレーMUFG証券(株) (株)三菱UFJ銀行 ※登録金融機関 (勧告日:R6.6.14)	各社は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行った。一部に関しては、三菱UFJ銀行の専務執行役員自らも三菱UFJモルガン・スタンレー証券の副社長に情報提供し、当該情報を受領した同副社長は、モルガン・スタンレーMUFG証券と共に当該情報を利用して顧客勧誘を行った。 また、上記のほか、各社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。 更に、三菱UFJ銀行は、銀行による有価証券関連業(引受業務)が禁止されているにもかかわらず、融資契約と抱き合わせるなどして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券においては、三菱UFJ銀行が当該交渉を行っていることを把握していたにもかかわらず、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。

立花証券(株)(関東) (勧告日: R7.3.28)	当社は、高齢顧客に対する国内株式取引の勧誘に関し、手数料獲得を目的として、売却銘柄の損益に関して虚偽のことを告げる行為等を繰り返し行っていた。また、令和5年に行われた自主規制機関の検査において、不適切な投資勧誘について指摘を受けていたにもかかわらず、引き続き、手数料獲得を優先して同様の不適切な投資勧誘行為を繰り返し行っていた。 上記の不適正な投資勧誘行為を繰り返していたことにより、顧客の過大な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況となっていた。
-------------------------------	---

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するために、運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢(取引の妥当性を事後的に検証できる態勢となっているかを含む)の整備状況等について検証を行った。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した9社のうち、問題が認められた3社に対して、問題点を通知した。

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金融商品取引業者については、高利回りを掲げるファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングを行うとともに、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、リスクが高いと考えられる業者に対して検査を実施した。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した10社のうち、問題が認められた7社に対して、問題点を通知した。

(4) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、虚偽の説明による勧誘行為・広告などを行っていないか、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等に関しモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対して検査を実施した。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した7社のうち、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等、重大な法令違反が認められた2社について、行政処分勧告を行った。

<主な勧告事案>

業者名 (検査を行った財務局等)	事案の概要
(株)エフ・ポート(四国) (勧告日:R6.6.18)	当社は、顧客に対し、当社助言者が億円単位での取引実績や1億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず「現役億トレーダー」であること、実際に助言した事実がない銘柄にもかかわらず短期急騰株の的中実績銘柄であること、過去の助言どおりに取引した場合の最大損失率は46.2%であるにもかかわらず12%であることを告げるなどして、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。 また、当社のコンプライアンス責任者は、当社の運営に積極的に関与せず、内部管理責任者を含む当社役職員は実質的支配者に言われるがまま業務を行っているなど、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっていない状況となっていた。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害拡大を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

<申立て事案>

被申立人 (申立てを行った裁判所)	申立ての概要
Global Investment Lab株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名 申立日:R6.6.25 発令日:R6.10.31 (東京地裁)	当社らは、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。 これにより、当社らは、平成27年3月から令和6年5月までの間に、約1万9,900名の一般投資家に対し、合計約806億円の出資をさせていた。

3. 今後の課題

(1) 証券モニタリングの強化

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,800となっており、その規模や業務内容等は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効果的・効率的な証券モニタリングを行う必要がある。

そのため、リスクベースで検査対象先を選定する取組みを継続するほか、必要に応じて検証項目を絞り込んだ検査を実施する等、機動的かつ積極的に検査を行うことにより、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの強化を更に図っていく。

(2) フィードバックの充実

検査においては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、検査対象先が実効性のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、検査の結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。

無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心！

《投資者へのメッセージ①》

1. 無登録で投資商品の勧誘等を行う者（無登録金商業者）とは

国の登録を受けずに、以下のような行為を行うことは**違法**（金商法違反）です。

- 出資すれば、事業による収益によって毎月配当金が支払われるなどと勧誘し、出資契約の締結や斡旋を行うこと
- 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等として、報酬を受け取って投資助言を行うこと
- 海外業者が日本居住顧客とFX取引を行うことや、FX取引を媒介すること
- 海外業者が日本居住顧客から委託を受けて資産運用を行うこと（※海外拠点での実施不可）、多数の日本居住顧客から出資を受けた組合型ファンドを運用すること 等

⇒ これらを業として行うには、金商法に基づく国の**登録が必要**です。

投資者の皆様におかれましては、実際に投資する前に、当該業者の登録の有無等を金融庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。なお、登録金商業者の類似商号等の使用は法令で禁止されています。

2. 無登録金商業者による投資者被害について

詐欺的事案による投資者被害や、無登録金商業者とのトラブルが多発しています。

※ 無登録金商業者には、金商法上の監督権限が及ばず、行政処分が行えません。

- LINEやInstagram、X（旧Twitter）といったSNS等で知り合った相手から海外当局に登録のあるFX業者を勧められ、個人名義の銀行口座に送金し、FX取引をしたところ、利益が出たのに出金には税金を払う必要があるとして出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- SNS上で著名人を騙る広告をみて、おススメされていた投資を行ったところ、利益は出たのに、出金を求めると「マネーローンダリングで審査が入ったため、正当な取引であることを証明するために追加入金が必要」などと出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- 付き合いのある友人から、必ず儲かる取引のノウハウが記録されているUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したが、多額の損失が発生した。
- 成功体験を語ったブログやSNSの投稿を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション取引を開始したが、利益が出ているはずなのに、出金を求めても応じてもらえない。

実際は（ほとんど）事業を実施していないのに、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的業者が多く、投資者被害が多数発生しています。

他の投資者の出資金を原資として、元本や配当を支払う自転車操業を繰り返しているのに、事業・運用を実施しているように見せかけていることがあります。一度や二度の利益配当があったとしても偽装である可能性があり、注意が必要です。

3 不公正取引の調査(課徴金勧告)

1. 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動的な市場監視が求められる中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、迅速かつ効率的な調査を行うこと等により、違反行為を抑止し、市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

2. 令和6(2024)年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和6(2024)年度においては、計14件(内部者取引12件、相場操縦1件、風説の流布1件)の勧告を行った。

(1) 内部者取引

令和6(2024)年度における内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数は12件であった。このうちクロスボーダー事案は1件であった(図3-1参照)。

① 内部者取引を行った違反行為者(10名)について

属性を見ると、会社関係者等が1名(10.0%)、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者が9名(90.0%)となっている。

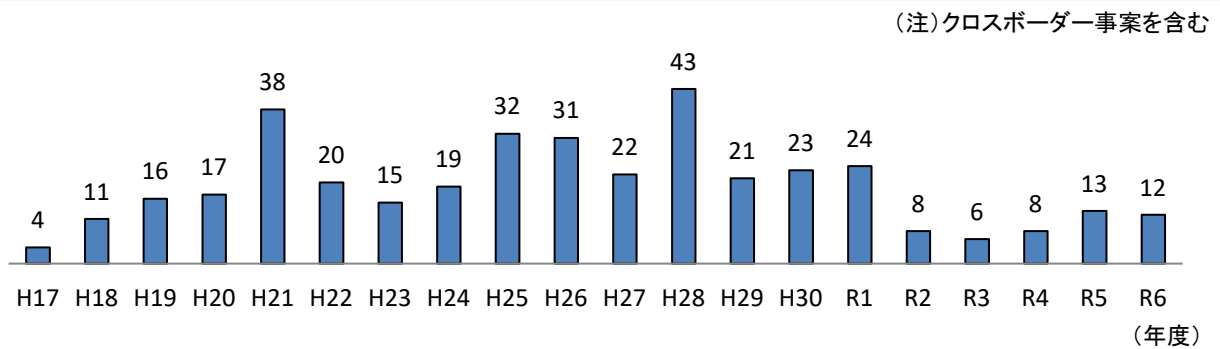
なお、会社関係者等の1名は、上場会社の役員である。また、第一次情報受領者の9名は、取引先が2名、情報伝達者の親族が1名、友人・同僚が2名、その他が4名となっている(図3-2参照)。

② 情報伝達・取引推奨を行った違反行為者(2名)について

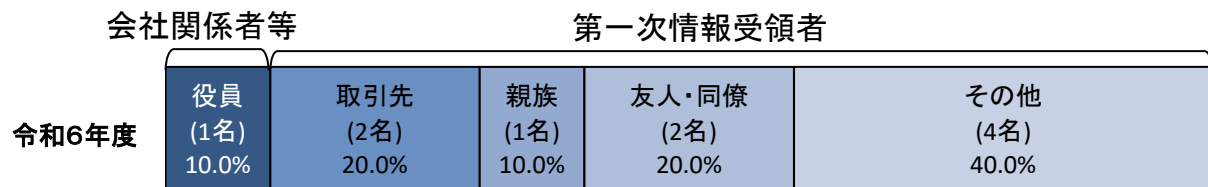
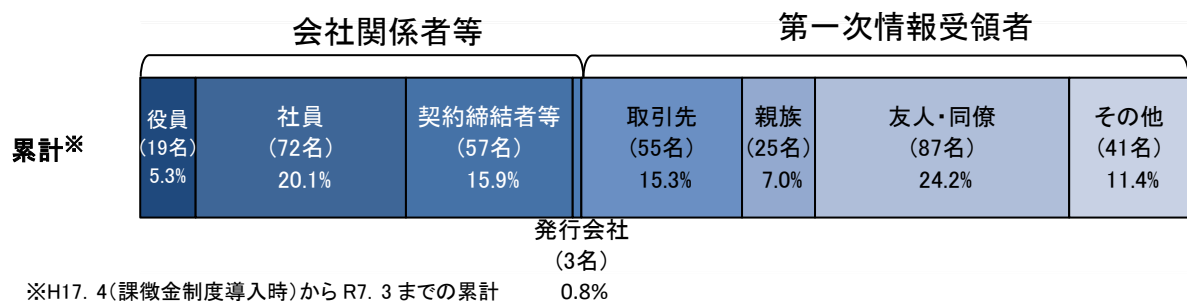
上場会社との契約締結交渉者の社員が、利益を得させる目的をもって、知人に情報伝達を行った規制違反行為が認められた。

また、上場会社との契約締結交渉者が、利益を得させる目的をもって、知人2名に株式の買付けを推奨した規制違反行為が認められた。

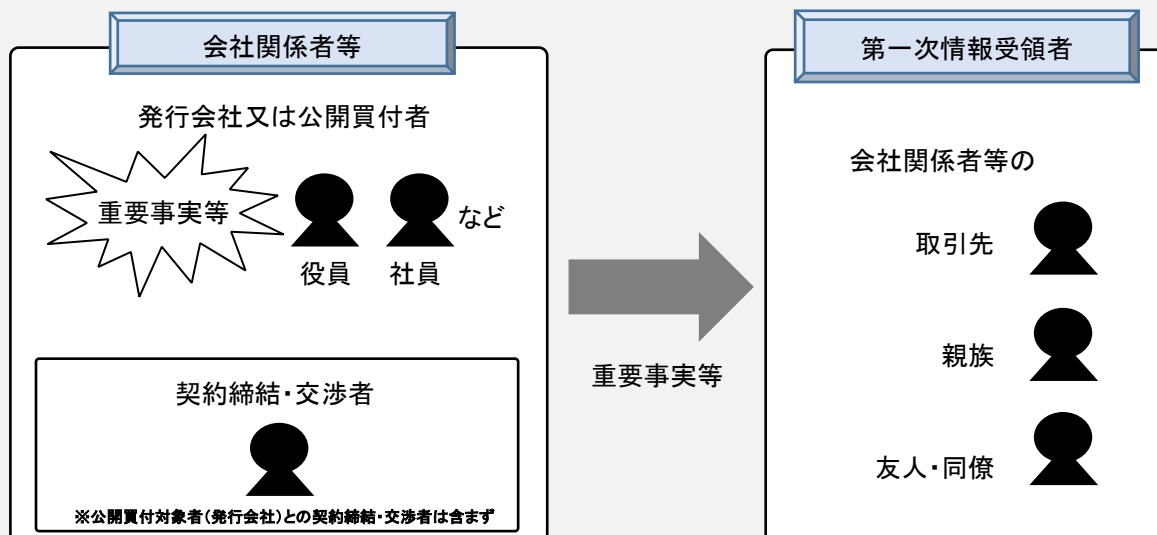
(図3-1) 内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移



(図3-2) 内部者取引を行った違反行為者の属性



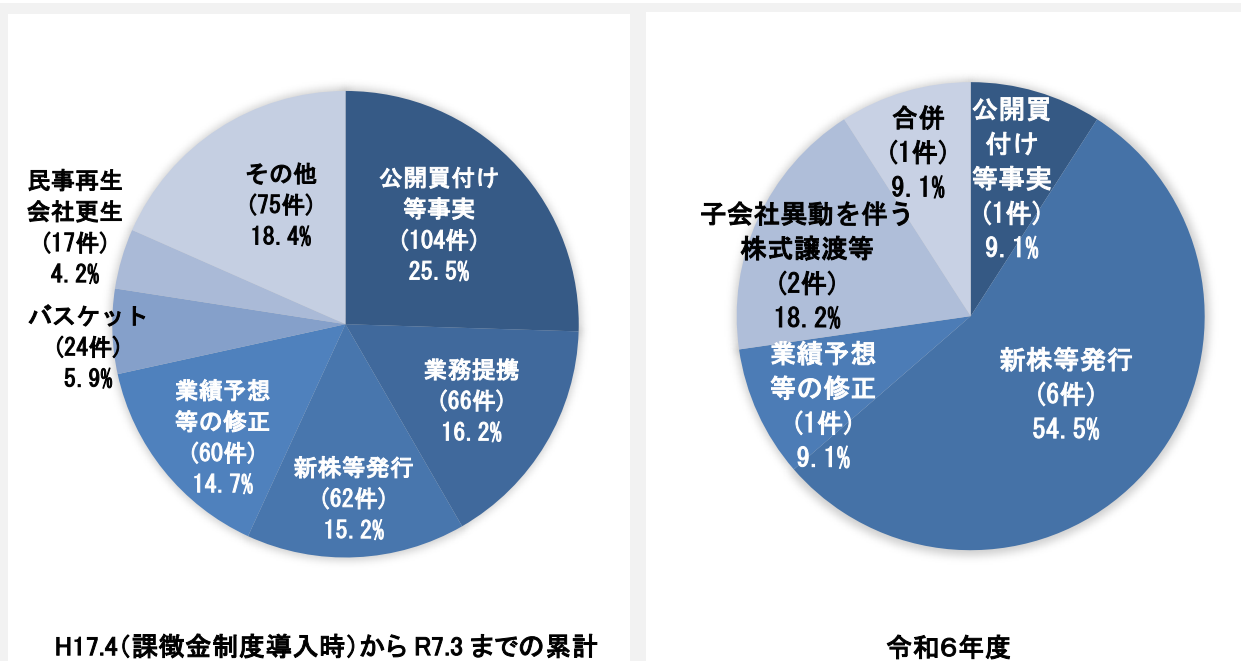
(参考)違反行為者の属性(簡略図)



令和6(2024)年度の勧告件数12件における重要事実等11件を分類すると、新株等発行が6件(54.5%)、子会社異動を伴う株式譲渡等が2件(18.2%)、合併が1件(9.1%)、公開買付け等事実が1件(9.1%)、業績予想等の修正が1件(9.1%)となり、新株等発行の割合が多くなっている(図3-3参照)。

一般的には、公開買付け等事実など、社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

(図3-3) 重要事実等別の構成割合



※取引推奨規制違反は本表に計上。他方、情報伝達規制違反については、情報伝達を受けた者が行った内部者取引の勧告件数に含めて計上。

内部者取引の調査対象となった上場会社においては、内部者取引防止規程が設けられているにもかかわらず、社内における理解が十分でない上場会社や、取引推奨規制についての記載がない上場会社も依然として確認された。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
【内部者取引】 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの役員から、同人が職務に関し知った重要事実の伝達を受けた者が、公表前に買い付けた。	R6.9.13 35万円	・重要事実等の情報管理に関して特に注意することが求められる上場企業の役員が、安易に重要事実を知人に伝達。
【取引推奨・内部者取引】 株式会社アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者が、契約の締結の交渉に関し重要事実を知り、公表前に株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、知人2名に買付けを推奨したほか、同契約締結交渉者及び同社役員から重要事実の伝達を受けた者4名が、公表前に買い付けた。	R6.10.25 (A)362万円 (B)355万円 (C)775万円 (D)2万円 (E)17万円	・1事案で5名もの課徴金納付命令対象者がおり、その中には、法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれている。 ・課徴金額が少額の者(2万円、17万円)についても勧告

(2) 相場操縦

令和6(2024)年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は1件であり、国債先物の注文を自己に有利な価格で約定させるため、見せ玉取引を行う規制違反行為が認められた。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
野村證券株式会社のトレーダーが、長期国債先物(大阪取引所上場)について、重層的な発注とその取消しによる見せ玉により相場操縦を行った。	R6.9.25 2,176万円	・長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金勧告事例は5件目 ・買付けと売付けの両局面において重層的な発注とその取消しによる見せ玉を利用

(3) 風説の流布

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいう。令和6(2024)年度においては、初めて、風説の流布(金商法第158条)を適用して課徴金納付命令を勧告した。

本件は、個人投資家が、インターネット上の金融情報サイト内の電子掲示板に合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、特定銘柄の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えたものである。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた。	R6.7.26 209万円	・風説の流布(金商法第158条)を適用した初の課徴金勧告事案

3. 今後の課題

(1) 適切な法令適用

内部者取引事案においては、上場会社との契約締結交渉者から、重要事実等の伝達や取引推奨を受けた者により取引が行われた事案が認められた。利益を得させる等の目的をもって重要事実等を伝達又は取引を推奨した場合は、伝達した本人自身が売買をしていなくても、情報伝達・取引推奨規制違反となる。こうした会社関係者等による情報伝達や取引推奨行為についても、引き続き適切に法令適用していく。

また、相場操縦事案においては、証券会社による見せ玉の手法を用いた取引が認められた。証券監視委は、今後とも、自主規制機関等との連携により、現物取引であるか市場デリバティブ取引であるかを問わず、証券市場における違反行為が認められた場合には、引き続き適切に法令適用していく。

(2) クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券監督者国際機構(以下「IOSCO⁵」という。)において策定された協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書(以下「MMoU⁶」という。)を活用した海外当局との連携や、海外当局との幅広い情報・意見交換等を通じ、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

(3) 情報発信の充実

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明・「市場へのメッセージ⁷」等)、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝える⁸。

また、投資者や会社関係者等へのメッセージとして、自身の内部者取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も金商法違反となることについても、様々な機会を活用し情報発信する。こうした取組みにより、不公正取引の再発防止・未然防止につなげていく。

(4) デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。デジタル化の進展によるSNS等の情報伝達手段の多様化やデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

⁵ International Organization of Securities Commissions

⁶ Multilateral Memorandum of Understanding Concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

⁷ 平成 31(2019)年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

⁸ このほか、金融庁及び証券監視委においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、「インサイダー取引規制に関するQ&A」を公表している。

取引推奨規制を知っていますか？

～インサイダー情報自体を伝えなくても、 当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

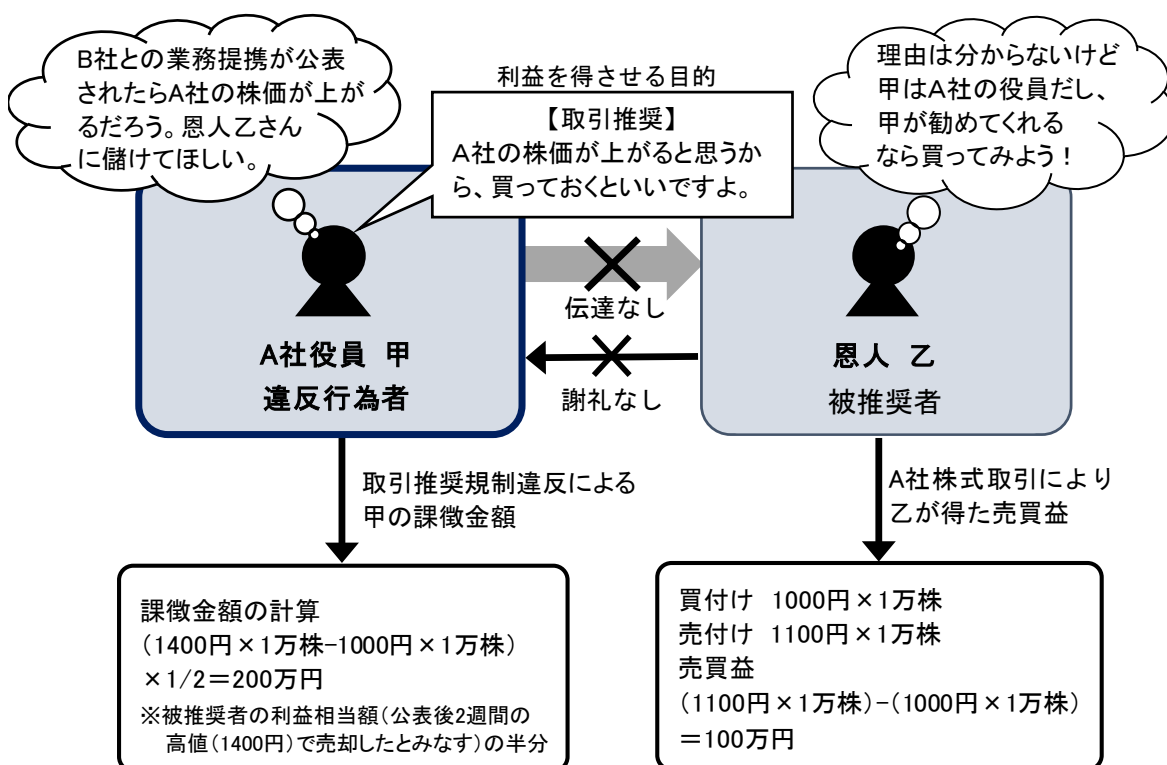
《会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ》

情報伝達・取引推奨規制が導入された平成26(2014)年4月以降、同規制違反について、これまでに33件の勧告を行っています。令和6(2024)年度は、情報伝達規制違反1件、取引推奨規制違反1件の勧告を行いました。

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報(重要事実、公開買付け等事実)を伝えなくても、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

上場会社の多くは、内部者(インサイダー)取引防止規程を定めており、その中で、職務上不要なインサイダー情報の伝達禁止については記載されていますが、取引推奨規制についての記載がない会社も見受けられます。

上場会社の皆様におかれては、インサイダー情報を伝達しない取引推奨行為についても、課徴金納付命令の対象であることについて、社内規定に記載の上改めて社内に周知するなど、未然防止に取り組んでいただきたいと思います。



インターネット上の投稿や書き込みによる 風説の流布も見逃しません！

～風説の流布（金商法第158条）を適用した初の課徴金勧告～ 《市場参加者へのメッセージ》

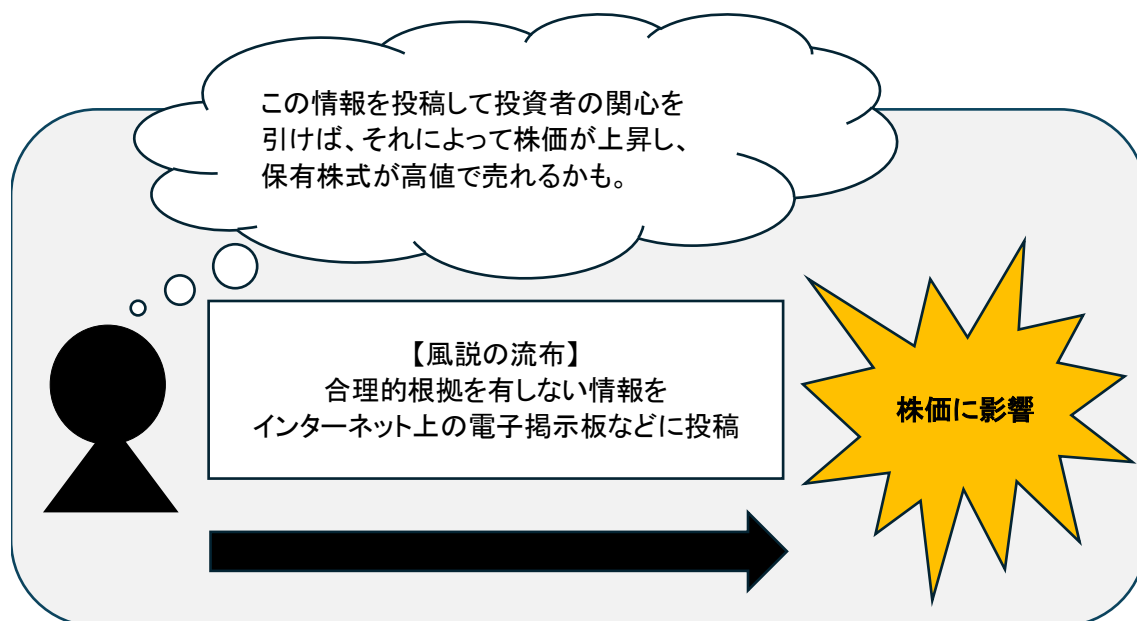
令和6(2024)年度において、証券監視委は、風説の流布(金商法第158条)を適用した初の課徴金勧告を行いました。

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいうとされています(この情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に流布することが違法とされています)。

インターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為といえ、また、風説の流布によって相場の変動を図る行為は、相場操縦とは異なり、自らの資金を使うことなく、他人に資金を使わせることで相場の変動を図るという点で狡猾な違反行為といえます。

本件違反行為を勧告することにより、相場操縦や内部者取引だけでなく、インターネット上の投稿や書き込みによる風説の流布も見逃さないという強いメッセージを市場に知らしめることができ、また、合理的根拠のない情報で市場や投資者を混乱させることを防止していきたいと考えています。

証券監視委では、今後も非定型・新類型の事案等についての的確に調査を実施し、違反行為が認められた場合には、引き続き厳正に対処していきます。

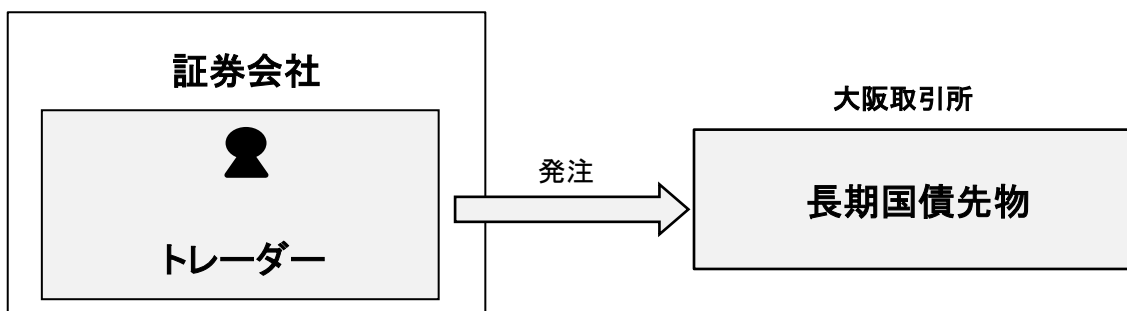


機関投資家等によるデリバティブ取引も適切に監視しています！

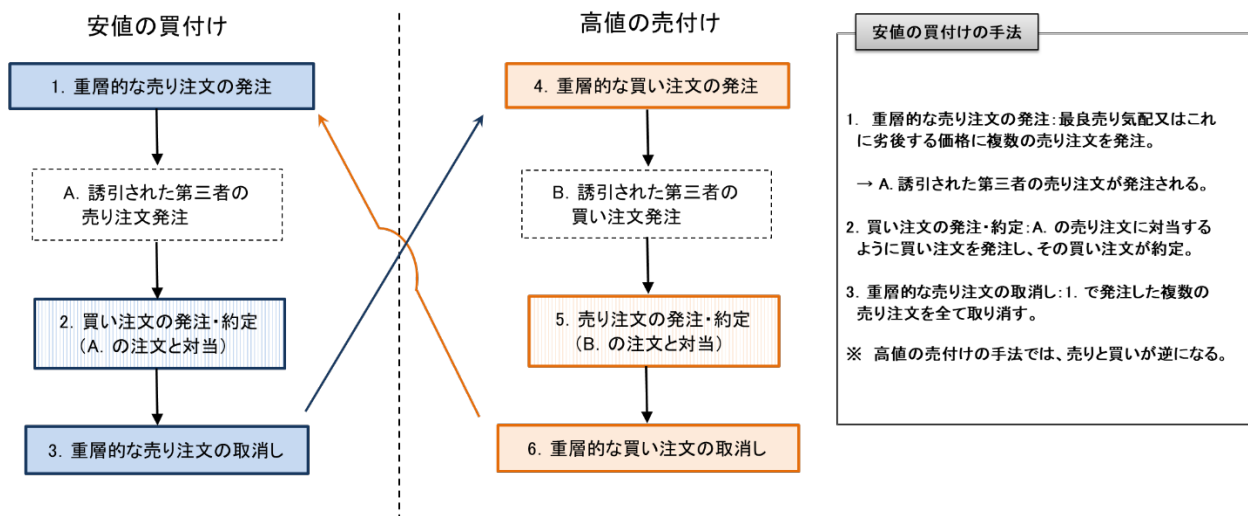
～市場のゲートキーパーによる相場操縦～

《機関投資家等へのメッセージ》

令和6(2024)年度において、証券監視委は、証券会社のトレーダーが大阪取引所に上場されていた長期国債先物について、見せ玉を用いた相場操縦行為を行ったとして課徴金納付命令勧告を行いました。(下図参照)



本件取引形態の一例



この事案は、市場のゲートキーパーとして、市場の公正・透明性の確保に努めなければならない立場にある証券会社が、市場デリバティブ取引で見せ玉を行ったもので、証券会社の信用を失墜させる重大な違反行為であったといえます。証券会社各社をはじめとする機関投資家等プロ投資家においては、金商法等の法令を遵守し、市場のゲートキーパーとしての責務を全うすることを改めて自覚し、自己規律の維持に努めるとともに、内外の市場関係者においても、証券監視委が機関投資家等による市場デリバティブ取引についても適切に監視していることを十分に認識していただきたいと思います。

証券監視委としては、今後も、自主規制機関等との連携により、現物取引であるか市場デリバティブ取引であるかを問わず、また、行為者が機関投資家等であっても監視の目を光らせており、証券市場における違反行為が認められた場合には、引き続き厳正に対処していきます。

4 開示規制違反の検査(課徴金勧告等)

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の提出を義務付けているほか、上場会社の株券の保有割合が5%を超える者に対し、大量保有報告書の提出を義務付けるなどしている。内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被るおそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和6(2024)年度の開示検査の実績・傾向

令和6(2024)年度は、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、効果的・効率的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度からの継続事案も含め、22事案(25件)の開示検査を行い、13事案(16件)について検査を終了した。これらのうち、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められた11事案(14件)について課徴金納付命令勧告を行った。また、検査を行った各事案において、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促したが、1件については、訂正報告書等の提出命令勧告を行った。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の

構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

課徴金納付命令勧告事案

<主な勧告事案>

○有価証券報告書等に係る虚偽記載等

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等	不正な会計処理等の背景・原因
ピクセルカンパニー ズ(株) 6億2,984万円 (勧告日:R7.2.21)	・当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上による損失の不計上の不適正な会計処理を行った。 ・当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。 ✓ 当社又は当社の連結子会社と当社の役員等との取引に係る「関連当事者との取引」としての注記 ✓ 当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務(債務保証)」としての注記 ・重要な虚偽記載等があった開示書類の提出日(令和5年2月8日付ほか5通)から遡り5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令(平成30年3月19日)を受けていることから、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初の事案。	・当社役員は、自己の借入金の返済を当社グループの資金で行うために、連結子会社から資金を支出させており、当社グループの財産に損害を与えただけでなく、自己の利益のために不正やその隠蔽を行っており、法令遵守意識が欠如していた。 ・取締役会や監査役による牽制が機能していなかった。

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等	不正な会計処理等の背景・原因
(株)アクアライン 4,206万円 (勧告日:R7.3.4)	・当社は、投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。	・当社は、代表取締役の意向を過度に忖度し、適切な意見を述べる事ができない企業風土が醸成されていた。 ・当社の財務・経理部門は、暗号資産転換可能社債等の金融商品を取得するようになったことや自社の業態変更によって、経理業務が複雑になったにもかかわらず、財務・経理部門の社員を増員する等の措置を取らなかったことから、適切な経理処理が行われていなかった。

○大量保有報告書・変更報告書の不提出又は虚偽記載等

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等
(株)シンシア工務店:32 万円 大量保有者A:40 万円 (株)和円商事:26 万円 (勧告日:R6.6.28)	・株式会社三ツ星の株主である違反行為者は、大量保有報告書又は変更報告書を法定提出期限までに提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。 ・1社の上場会社株式に係る大量保有報告制度違反について、複数の者に対し課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。また、大量保有報告書及び変更報告書の不提出について、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。
(株)サカイ:10 万円 (株)サンワ:10 万円 (勧告日:R6.9.10)	・株式会社サカイホールディングスの株主である違反行為者は、大量保有報告書又は変更報告書を法定提出期限までに提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。 ・サカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案(取締役の選任)を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していたことから、それぞれが共同保有者に該当すると認定した初めての事案。

3. 今後の課題

(1) 有用な情報の収集・分析の充実

開示規制違反の早期発見のため、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえた開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての有用な情報を収集し、分析を行う。また、開示規制違反の早期是正を図るため、効果的・効率的な開示検査の実施につなげる。

(2) 開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

① 経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報共有を行っていく。

② 情報発信の充実

証券監視委では、開示規制違反の再発防止・未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明等)において、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る。

(3) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

過去に勧告した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、大量保有報告書の故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延、特定関与行為等)についても、積極的に対応していく。

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

《投資者へのメッセージ②》

金商法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここでは、(1)大量保有報告制度の概要及び(2)最近の法改正の概要をご紹介します。

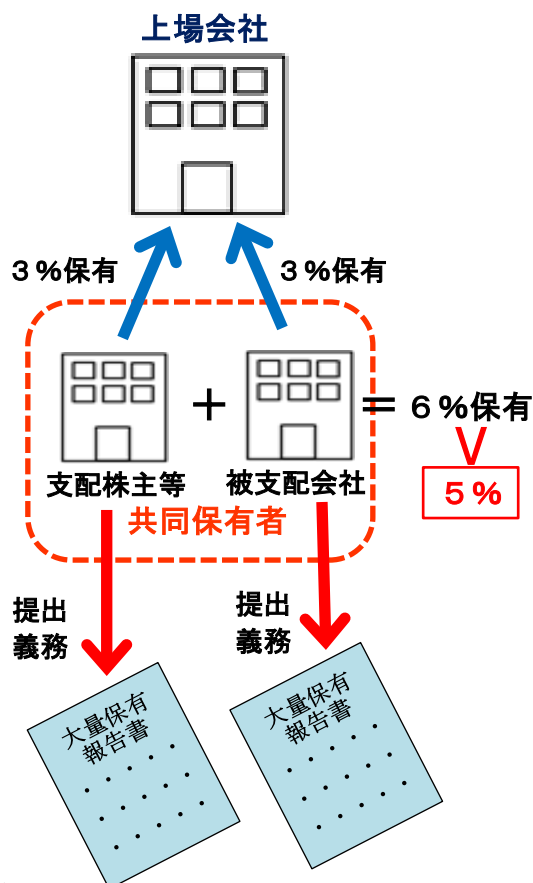
(1)大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

上場会社等が発行する株券等の保有割合（「株券等保有割合」といいます）が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。



○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等と同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。

(2) 最近の法令改正の概要

令和5(2023)年12月25日に公表された金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告においては、大量保有報告制度の課題として、投資家には企業との対話が求められる中、協働エンゲージメント※の積極的活用により、対話の実効性を高めることが考えられるところ、「共同保有者」の範囲が法令上不明確であることがその支障となっているとの指摘があるとされています。こうした指摘等を踏まえ、企業と投資家との間の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、大量保有報告制度に係る金商法の改正が行われました(令和6(2024)年5月15日成立(同月22日公布)。公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

※ 複数の投資家が協調して個別の投資先企業に対し特定のテーマについて対話を行うことです。

(法改正の概要)

✓ 保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲を明確化

企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記し、複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない※限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化しました。

※ 配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定しています。

なお、金融庁では、上記の法改正に係る内閣府令の改正において、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出などの市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定の整備を検討し、令和7(2025)年3月14日には、当該みなし共同保有者の範囲の見直しに係る内閣府令の改正案を含む「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」(パブリック・コメント)が公表されています。

※ 同パブリック・コメントの詳細は、金融庁ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250314/20250314.html>



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？

《上場会社へのメッセージ①》

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 代表取締役の権限が強く、周囲の人物が逆らえないことから、取締役会による代表取締役への監督が機能していなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかったこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させており、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5(2023)年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6(2024)年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えられます。



非財務情報の重要性が増してきています！

《上場会社へのメッセージ②》

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。

○ 非財務情報とはどんな情報？

非財務情報は、一般に、法定開示書類(有価証券報告書等)において提供される情報のうち、金商法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。具体例としては、以下の記載項目等があります。

有価証券報告書における非財務情報の記載項目

- ✓ 第1 企業の概況【従業員の状況など】
- ✓ 第2 事業の状況【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など】
- ✓ 第3 設備の状況【設備投資等の概要など】
- ✓ 第4 提出会社の状況【コーポレート・ガバナンスの状況等など】

こうした中、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などが盛り込まれた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和5(2023)年1月に施行されました(同年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

○ 非財務情報の開示規制違反にも目を光らせています！

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ ただし、令和5(2023)年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

5 犯則事件の調査(告発)

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4(1992)年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限⁹として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、金融サービス仲介業を規制する金サ法及び国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている¹⁰。

2. 令和6(2024)年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和6(2024)年度においては、計7件の告発を行った。これらの中には、金融庁職員や東京証券取引所社員のように市場を監督する立場にある者、公認会計士や金融機関職員のように金融市場に関するルールを率先して守るべき立場の者が行った内部者取引事件が見られる。

事 件 名	告発年月日	告 発 先
Abalance(株)株券に係る内部者取引事件	R6.6.4	東京地方検察庁 検察官
金融庁職員による内部者取引事件	R6.12.23	東京地方検察庁 検察官
東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件	R6.12.23	東京地方検察庁 検察官
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)	R7.1.29	札幌地方検察庁 検察官
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(2)	R7.1.29	札幌地方検察庁 検察官
(株)オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件	R7.3.11	東京地方検察庁 検察官
信託銀行社員による内部者取引事件	R7.3.24	東京地方検察庁 検察官

⁹ 金商法第210条

¹⁰ 金サ法第161条及び犯収法第32条

3. 令和6(2024)年度の告発事案

(1) Abalance(株)株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年6月4日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、Abalance(株)の執行役員(IR広報室長兼経営企画室長)であった犯則嫌疑者が、子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を職務に関し知り、その公表前である令和5(2023)年1月下旬頃、同社株券を買い付けたという上場企業のIR担当執行役員による内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(2) 金融庁職員による内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年12月23日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、金融庁企画市場局企業開示課課長補佐であった犯則嫌疑者が、その職務上の権限の行使に関し、①三益半導体工業(株)の株券、②日本ハウズイング(株)の株券、③ヘリオステクノホールディング(株)の株券、④(株)きずなホールディングスの株券、⑤APAMAN(株)の株券、⑥理研コランダム(株)の株券、⑦(株)JTOWERの株券、⑧日本出版貿易(株)の株券、⑨(株)KHCの株券及び⑩エッジテクノロジー(株)の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、令和6(2024)年4月中旬から同年9月上旬までの間、いずれも、その公表前に、自己名義で、同株券をそれぞれ買い付けたもの。市場を監督する立場にある金融庁職員が行った証券取引の公正を害する内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(3) 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年12月23日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、東京証券取引所上場部開示業務室の従業員として勤務していた犯則嫌疑者Aが、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、いずれも東京証券取引所に株券を上場していた①(株)ローソンの株券、②(株)リソー教育の株券及び③(株)ジャステックの株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめ同銘柄の株券を買い付けさせて利益を得させる

目的をもって、実父である犯則嫌疑者Bに対し、各公開買付けの実施に関する事実を伝達し、伝達を受けたBが、令和6(2024)年1月下旬から同年4月上旬までの間、いずれも、その公表前に、B名義で、同株券をそれぞれ買い付けたもの。証券市場の公正性・信頼性を守るべき東京証券取引所の社員が関与した内部者取引等の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(4) (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)(2)の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年1月29日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を札幌地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、(1)(株)ワイエスフーズ(以下「ワイエスフーズ」という。)の代表取締役である犯則嫌疑者Aが、(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)との株式譲渡契約の締結又は交渉に関し、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券取得についての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前である令和5(2023)年5月下旬頃、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けるとともに、知人3名に対し、当該重要事実を伝達し、当該知人らにて、その公表前である同年6月中旬頃から同年8月下旬頃までの間に、それぞれヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付け、(2)ヨシムラ・フード・ホールディングスの子会社役員である犯則嫌疑者Bが、ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約の履行に関し、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券取得についての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前である同年5月下旬頃から同年8月下旬頃までの間に、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けたという内部者取引及び情報伝達の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(5) (株)オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年3月11日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、コンサルティング会社の代表取締役であり公認会計士の犯則嫌疑者が、(株)オウケイウェイヴ(以下「オウケイウェイヴ」という。)と締結していた財務アドバイザリー契約の履行に関し、同社の資金運用委託先に対する預託金及びその運用益の払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、損失を回避しようと考え、その公表前である令和4(2022)年4月中旬頃、海外法人2社名義のオウケイウェイヴ株券を売り付けたもの。金融

市場に関するルールを率先して守るべき公認会計士が行った内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(6) 信託銀行社員による内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年3月24日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、信託銀行に勤務し、証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していた犯則嫌疑者が、①(株)カッシーナ・イクスシーの株券、②(株)サンウッドの株券及び③(株)JTOWERの株券に対する公開買付けの実施に関する事実を職務に関して知り、いずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けたもの。金融市場に関するルールを率先して守るべき金融機関職員が行った内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

4. 今後の課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、非定型・新類型の事案を含め、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、デジタル化の進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、市場のグローバル化が進展している中、市場監視における国際的な協調の必要性が高まっている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実に努めるとともに、犯則調査に使用する各種ツールの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場のために取り組んでいく。

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

1. 情報通信技術の進展に対する取組み

情報通信技術が急速かつ飛躍的に進展し、市場を取り巻く環境や、人々の働き方も大きく変化している。証券監視委では、こうした市場環境・働き方の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタル化の動向等を踏まえ、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進やデジタルフォレンジック技術の一層の向上等に向けて取り組んできた。

令和6(2024)年度においては、セキュリティや処理能力の向上等を目指した新たな市場監視システムの設計・開発に着手した。また、デジタルフォレンジックでは、調査・検査において収集した大量の電子データを迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの更改に向けた仕様検討を継続して実施した。

2. デジタル化の一層の推進に向けた今後の課題

(1) 市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けた検討

市場を取り巻く環境の変化に対応するため、市場監視業務においても必要なインフラの見直しと整備を行い、業務の高度化・効率化を図る。例えば、膨大な注文・取引データを効率的・効果的に分析するための機能の強化や、SNSやインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見するためのツールの開発など、市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けて、具体的な検討を進めていく。

(2) 市場関係者及び海外当局との情報連携の推進

市場監視におけるテクノロジーやデータの活用について、自主規制機関、金融機関等の市場関係者や海外当局と緊密な情報交換を行い、既存インフラについて不断の見直しを行う必要がある。

例えば、自主規制機関や金融機関・IT事業者とも意見交換を行うほか、IOSCO等が開催する国際会議に積極的に参加し、各国のデジタル化への対応について意見交換を行うことで、連携強化を図るといった取組みを進めていく。

(3) デジタルフォレンジックを取り巻く環境への対応

デジタル技術の進展に伴い、調査・検査の対象となるパソコン、スマートフォン、タブレット等の電子機器及びクラウド事業者が提供する各種サービスが多様化・複雑化していることに加えて、飛躍的にデータ量が増加する傾向は継続しており、デジタルフォレンジックを取り巻く環境は常に変化している。

証券監視委では、こうした環境変化に対応するため、デジタルフォレンジックによるデータの保全・解析・分析業務に必要なデジタルフォレンジックツール、情報システムの強化等に取り組んでいる。また、デジタルフォレンジックに対応する職員の技術・経験を向上する機会を確保している。今後も、適切なデジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備とともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていく。

3. 人材の活用

(1) 人材育成

証券監視委では、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材を育成するため、調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施しており、証券市場を取り巻く環境の変化にも対応するため、ITに関する知見の習得や国際的事案への対応力強化を意図した研修にも力を入れている。

例えば、令和6(2024)年度においては、デジタルフォレンジック関連業務に携わる人材の育成を促進するため、従来の研修に加えて、デジタルフォレンジックツールを操作して学習するハンズオン形式の研修の割合を増やし、多数の職員に実践的なデジタルフォレンジックのスキルを付与した。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の把握や国際的な事案への対応力強化(クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等)のため、IOSCOや海外当局が主催するセミナー等に積極的に参加した(本編8-3-(2)(58ページ)参照)。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委では、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、情報技術専門家等の高い専門的な知識を有する人材を登用し、調査・検査体制を強化している。

これらの職員は、金商業者等に対する証券モニタリング、不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査、重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査等に従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識を有する者が従事している。

(図6-1) 外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和5年4月時点	令和6年4月時点	令和7年4月時点
弁護士	10	9	11
公認会計士	18	16	19
不動産鑑定士	2	2	2
情報技術専門家	7	6	7
金融実務経験者	14	14	13
合計	51	47	52

7 市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1) 多様なチャネルを通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づく勧告・告発等を行った場合、新聞・テレビ等の報道機関への説明(ブリーフィング)を通じて事案の意義・内容等を広く周知しているほか、事案の分析等を踏まえた情報発信を促す観点から、報道機関からの取材等にも積極的に対応している。

また、勧告等の事案の意義や概要図、問題点、市場関係者への注意喚起等を網羅した事例集¹¹を毎年作成・公表するとともに、これらの事例集も活用しつつ、市場関係者に対する講演(令和6(2024)年度:34回)や関係専門誌等への寄稿(同:15回)等の積極的な実施により、違反・不適切行為の再発防止・未然防止等の市場規律機能の強化に向け取り組んでいる。

証券監視委のウェブサイトでは、勧告等の事案や講演、寄稿等の情報をX(旧Twitter)も活用しつつ適時に発信するとともに、各事案の意義等を「市場へのメッセージ」として要約した上で配信している。

証券監視委は、我が国の市場の公正性・透明性・投資者保護に資する活動について、国際的な情報発信にも取り組んでいる。令和6(2024)年度は、Bloomberg L.P.主催のセミナーにおいて、市場監視に係る現状の課題と求められる対応について講演を行った他、国際銀行協会において、資産運用立国実現に向けた証券会社等の役割、最近における証券監視委の検査状況及び証券監視委における大量保有報告制度違反事案への対応等について講演及び意見交換を行った。

今後とも、証券監視委の取組みが国内外の投資者や市場関係者等に広く理解され、市場規律の強化や不公正取引の未然防止につながられるよう、情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2) 財務局との協働・連携の推進

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていく上で、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況を鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

¹¹「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。併せて、「監視委コラム(年次公表)」を活用し、市場関係者への注意喚起を行っている。

こうした観点も踏まえ、平成27(2015)年度から財務局において委員会を開催(令和6(2024)年度は未開催)しているほか、令和6(2024)年度は、証券監視委事務局幹部が財務局を訪問の上、幹部や市場監視業務に従事する職員と意見交換を実施し、双方の問題意識を共有するなど、財務局との協働・連携を深めた。また、各地域の市場関係者との意見交換を通じて証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上に努めた。

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視に努めていく。

2. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議を行っている。

建議は、証券監視委が、調査・検査等により把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

最近では、「合同会社による社員権の取得勧誘について」(令和4(2022)年6月21日)の建議を行った(平成4(1992)年の発足以来、令和6(2024)年度末までに27件の建議を実施(附属資料3-8(246ページ)参照))。

引き続き、金商法等の規定による調査・検査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

3. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関等との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)等は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関等と緊密な連携を図っている。具体的には、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るとともに、相互の問題意識の共有を図るため、市場を巡る様々な問題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和6(2024)年度においても、意見交換会を14回開催し、市場監視を巡る様々な問題等について積極的に議論を実施した。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関等との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携(検察、警察等)

証券監視委は、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等の存在を把握した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、証拠の収集・分析等に関するノウハウの共有に努めている。

また、市場関係者による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、日本監査役協会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施している。

8 グローバルな市場監視への貢献

1. 国際協力による市場監視への取組み

近年、金融取引の国際化・高度化が進展する中で、不公正取引への対応における国際協力の重要性は一層高まっている。こうした市場環境を踏まえ、証券監視委は、令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期)」において、「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」の施策の一つとして「国際連携の強化」を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、MMoUに基づき情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、積極的な法執行を実施してきた。

証券監視委では、MMoUに基づく情報交換の促進により情報収集力を強化するとともに、IOSCOの活動への積極的な参加、海外当局との人的交流等を通して、海外当局との信頼関係の醸成に努めている。また、海外当局との信頼関係に基づき、市場監視に係る最新動向や知見・経験の共有、調査・検査及び法執行面での連携を推進している。さらに、海外当局との情報交換で得られた海外の法執行活動や法制度等の有益な情報について、国内の市場監視に活用していくこととしている。

(図8-1) MMoUに基づく情報交換件数の推移

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
海外当局からの情報受領件数	76	66	79
海外当局への情報提供依頼	20	16	21
海外当局からの自発的情報提供	56	50	58
海外当局への情報提供件数	4	11	6
海外当局からの情報提供依頼	1	5	5
海外当局への自発的情報提供	3	6	1

(注1) 当局による適格性審査のための照会(許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの)に係る情報提供は件数に含まない。

(注2) 今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、件数の変更があり得る。

また、クロスボーダー取引等に係る市場監視の課題については、IOSCO等の会合で積極的に問題提起及び情報共有を行い、グローバルな市場監視への貢献を通じて海外当局との連携強化を図ることとしている。

2. IOSCOにおける活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から240機関が加盟している(うち普通会员132、準会員34、協力会

員74、いずれも令和7(2025)年4月現在)。証券監視委は、平成5(1993)年10月に準会員として加盟した¹²。

IOSCOでは、年次総会が毎年開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。例年、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加してきた。令和6(2024)年度は同年5月に開催され、証券監視委から委員等が参加した。加えて、市場監視を含む証券関連の地域的課題を議論する場として、アジア太平洋地域委員会の会合が開催されており、証券監視委は、令和7(2025)年2月の域内各国当局の法執行担当者による実務者会合及び総会に参加した。当会合では、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等(オンラインハーム)に関する取組みについて情報交換を行った。これらの会合を通じ、証券監視委は、海外当局との連携強化に努めているところである。令和7(2025)年5月、こうした議論の成果としてIOSCOは「オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメント」を公表した。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会(IOSCO Board)が設置されており、その下にそれぞれの政策課題に関する議論を行う8つの政策委員会(Policy Committees)が設置されている。証券監視委は、法執行及び情報交換について議論する第4委員会並びにMMoU及び強化されたMMoU(Enhanced MMoU: EMMoU)の署名審査等を行う審査グループのメンバーとなっており、令和7(2025)年3月には上記第4委員会及び審査グループの会合を東京で主催し、証券当局間の更なる連携強化に貢献した。本会合には日本を含む28の国や地域の証券当局職員が参加し、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等への各法域の対応状況が共有され、投資者被害の効果的な抑止に向けた積極的な議論が行われた。

なお、令和6(2024)年度には、上記審査グループによる審査の結果、新たにパラグアイ中央銀行証券監督局がMMoUに、ガーンジー金融サービス委員会、インド国際金融センター、南アフリカ金融セクター行動管理局及びスペイン国立証券市場委員会がEMMoUに署名した。

3. 海外当局等との連携

(1) 海外当局職員等への研修の実施

証券監視委は、金融庁や外部団体等の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の当局職員等に対し、我が国における市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修講座を継続的に提供している。令和6(2024)年度には、証券監視委の事務局職員が日本証券業協会主催のアジア証券人フォーラム(ASF)東京ラウンドテーブルに登壇し、証券監視委の不公正

¹² 我が国においては、金融庁が発足時に普通会員としての地位を旧大蔵省から承継。

取引に対する調査手法について講義を行った。また、国際協力機構（JICA）が実施する「ベトナム株式市場の効率性向上に向けた能力向上プロジェクト」を支援し、対面研修の実施を通じて、ベトナム証券当局の人材育成及び能力構築に協力した。

（2）その他の人的交流

令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度に引き続き、IOSCOや海外当局が主催する各種の研修や啓発イベントが対面及びオンラインで開催された。証券監視委からも、IOSCO事務局や米国証券取引委員会主催の国際セミナー等に積極的に参加した。

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会、英国金融行為規制機構、香港証券先物委員会、タイ証券取引委員会、マレーシア証券委員会及びシンガポール金融管理局に職員を派遣してきた。令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、海外当局への職員派遣が中断されていたが、令和6（2024）年度より、シンガポール金融管理局への派遣を再開、令和7（2025）年度より、オーストラリア証券投資委員会への新規派遣を予定している。

証券監視委では、今後も、海外当局との意見交換や人的交流等を通して当局間の連携を一層強化し、グローバルな市場監視への貢献に努めていくこととしている。